

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	児童手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

江北町は児童手当関係事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

システム操作者に守秘義務を課し、ID・パスワードにより操作者と操作する権限を限定する等の対策を講じている。

評価実施機関名

佐賀県江北町長

公表日

平成27年5月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	江北町では、児童手当法に基づき、町内に居住する中学校を卒業する前の児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその親等(公務員を除く)からの申請を受け付け、受給者台帳に登録し、児童手当の支給に関する事務を行う。所得の状況に応じて「児童手当」か「特例給付」かを判断し、手当を支給する。 具体的には、 ①児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその親等(公務員を除く)からの認定請求を受け付け、審査を行い「認定」、「却下」を決定し結果を通知 ②受給者から額改定請求を受け付け、審査を行い「認定」、「却下」を決定し結果を通知 ③転出や死亡など住民票の異動に伴う届出を受け、受給事由を消滅 ④児童手当の支払い(毎年2月、6月、10月の3期に、それぞれ前月までの分を支払う) ⑤年1回、現況届を受け付け、記入内容を受給者台帳へ登録し、当年度の所得に応じて「児童手当」か「特例給付」かを判定 ⑥一定期間、現況届の提出がない場合、支払を差し止めし受給者へ通知 ⑦児童の年齢到達(中学校卒業)に伴い、受給事由消滅又は額改定を行い、受給者へ通知
③システムの名称	1. Acrocity児童手当 2. MICJET番号連携サーバ 3. 中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)児童手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 第56項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二 第74項及び第75項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉課
②所属長	福祉課長 山中 晴巳
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	江北町 総務企画課 〒849-0592 佐賀県杵島郡江北町大字山口1651番地1 電話0952-86-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	江北町 福祉課 〒849-0592 佐賀県杵島郡江北町大字山口1651番地1 電話0952-86-5614

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年2月28日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年2月28日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

